

令和4年度  
一般社団法人山口県介護支援専門員協会  
代議員総会

日時：令和4年5月29日（日）

午後1時から午後2時30分まで

場所：山口県社会福祉会館 大ホール（WEB開催）



# もくじ

総会次第	2
報告事項	3
全国大会の開催報告について	
上程議案	11
第1号議案 令和3年度事業報告について	
第2号議案 令和3年度決算報告について	
第3号議案 令和4年度事業計画(案)について	
第4号議案 令和4年度収支予算(案)について	
第5号議案 理事及び監事の選任について	
定 款	34
各地域協(議)会連絡先名簿	44
日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領	45

# **総会次第**

## **1 開会**

## **2 報告事項**

全国大会の開催報告について

## **3 上程議案**

第1号議案 令和3年度事業報告について

第2号議案 令和3年度決算報告について

第3号議案 令和4年度事業計画(案)について

第4号議案 令和4年度収支予算(案)について

第5号議案 理事及び監事の選任について

## **4 閉会**

## 報 告 事 項

全国大会の開催報告について

上記について、理事会をもって承認したことを報告する。



第15回 一般社団法人 日本介護支援専門員協会全国大会 in 山口  
(令和3年度 日本介護支援専門員協会 中國ブロック研修会)

(第18回 山口県アマネジメント研究大会)

一 開 催 報 告 書 一

【開催日時】

1日目 令和3年8月28日(土) 受付 11:00～ 開始 12:00～  
2日目 8月29日(日) 受付 9:00～ 開始 9:30～

【開催場所】

配信会場:KDDI 維新ホール 山口県山口市小郡町和一丁目1-1  
※zoomウェビナーを使用してのオンライン開催

【開催テーマ】

「対人援助の本質を問う！」

～「原点回帰」2040年を見据えたケアアマネジメントとは～

【大会趣旨】

2000年施行の介護保険制度は、「走りながら考える」と表現した言葉に象徴される通り、近年は人生会議、地域包括ケア推進、共生社会、介護離職防止などの社会的背景を持つた課題も次々に提示され、介護支援専門員に課せられる職務内容は拡大の一方にあります。その反面、介護支援専門員の裁量は縮小され続けている実情があります。

制度改革のたびに、書類作成をはじめとする様々な業務が課せられていますが、我々介護支援専門員が身につけるべきは、そのような方法論ではなく、クライアント(利用者とその家族、関係機関をも含めた)に真摯に向き合い、エンハンツメントを目標とするプロセスの相互作用で支援していく実践力と、援助の方向性を見出すためのアセスメント面接を行える臨床力にあるはずではないでしょうか。

そこで、第15回の大会テーマを「対人援助の本質を聞う！～「原点回帰」2040年を見据えたケアアマネジメントとは～」としました。

「原点回帰」をキーワードに、介護保険法が施行され「二十歳」を越した今、支え合うことの「価値」をここであらためて聞いてみませんか。

事前登録	日本介護支援専門員協会会員	会場参加		8,000円	
		一般(非会員)	オンライン参加	会場参加	オンライン参加
当日	日本介護支援専門員協会会員			10,000円	20,000円
	一般(非会員)			16,000円	

【主催】	一般社団法人 日本介護支援専門員協会	会場参加		8,000円	
		一般(非会員)	オンライン参加	会場参加	オンライン参加
				10,000円	20,000円
				16,000円	

【後援】

厚生労働省、山口県、山口市、日本ケアマネジメント学会、山口県社会福祉協議会、山口県社会福祉事業団、  
山口県医師会、山口県歯科医師会、山口県薬剤師会、山口県看護師会、山口県産業衛生士会、山口県社会福祉士会、山口県病院協会、山口県訪問看護ステーション協議会、山口県言語聴覚士会、山口県介護福祉士会、山口県精神保健福祉士協会、  
山口県老人福祉施設協議会、山口県老人保健施設協議会、山口県介護事業所連絡協議会、山口県訪問介護事業者連合会・在宅介護支援センター協議会、山口県訪問用具協会、山口県国民健康保険団体連合会、山口県宅老所・グループホーム協会

【参加者数】

総計	
	全国
会員	975
非会員	90
計	1,065

※各都道府県別参加者状況

都道府県	会員	非会員	都道府県	会員	非会員	都道府県	会員	非会員	都道府県	会員	非会員
北海道	19	2	東京都	15	5	滋賀県	12	0	香川県	5	0
青森県	8	1	神奈川県	14	2	京都府	10	0	愛媛県	3	0
岩手県	4	1	新潟県	3	0	大阪府	22	0	高知県	8	0
宮城県	4	0	富山県	5	0	兵庫県	42	2	福岡県	58	10
秋田県	1	0	石川県	12	0	奈良県	6	1	佐賀県	1	3
山形県	3	1	福井県	3	0	和歌山県	6	0	長崎県	51	0
福島県	1	0	山梨県	4	0	鳥取県	0	2	熊本県	22	1
茨城県	43	1	長野県	9	0	島根県	22	19	大分県	39	0
栃木県	7	1	岐阜県	1	0	岡山県	49	1	宮崎県	20	1
群馬県	7	2	静岡県	21	2	広島県	38	9	鹿児島県	33	1
埼玉県	4	1	愛知県	6	0	山口県	295	18	沖縄県	7	0
千葉県	14	2	三重県	5	0	德島県	13	0	半生(広島)	-	1

※講師(登壇者)のうち演題発表者、関係者(日本協会会員、大会実行委員)については、上記人数に含む。

【共催】  
一般社団法人山口県介護支援専門員協会(開催県)、一般社団法人広島県介護支援専門員協会  
特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会、一般社団法人岡山県介護支援専門員協会

## 1日目 令和3年8月28日(土)

11：00	受付開始
12：00	開会セレモニー
12：25	開会式 開会宣言 主催者挨拶 日本介護支援専門員協会会長 山口県介護支援専門員協会会長 来賓祝辞 厚生労省、山口県知事、山口市長
13：10	基調講演「居宅介護支援を巡る最近の動き」 講師：厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長 笠子 宗一郎 氏
14：10	休憩・展示物閲覧・企業コマーシャル上映
14：25	日本介護支援専門員協会 活動報告 日本介護支援専門員協会 会長 柴口 里則 氏 ケアマネリング形式・永年歴形式
15：15	記念講演「対人援助の本質を聞く！」～原点回帰～ 講師：日本女子大学 名誉教授 渡部 律子 氏
16：15	休憩・展示物閲覧・企業コマーシャル上映
16：30	シンポジウム「あと一步前に進むために」 シンポジスト 淡洲園居宅介護支援センター 悠悠久タウン基町居宅介護支援事業所（広島県）伊藤 麻由子 益田市社会福祉協議会 在宅ステーション みすうみ支援センター（鳥取県）伊藤 大場 明子 に咲庵居宅介護支援事業所 座長 山口県介護支援専門員協会 副会長 岩神 亜紀 氏 助言者 日本女子大学 名誉教授 渡部 律子 氏
18：10	抽選会
18：30	1日目終了

## 2日目 令和3年8月29日(日)

9：00	受付開始
9：30	分科会
	第1分科会 対人援助の本質を深める（ケアマネジメント・スーパー・ビジョン）
	第2分科会 最期まで自分らしい暮らす（人生会議・意思決定支援）
	第3分科会 2040年を見据えた介護支援専門員の在り方（ICT・生産性向上）
	第4分科会 予測を超えた時代に対応するために（災害・感染症対策）
11：40	休憩・展示物閲覧・企業コマーシャル上映・移動
11：55	教育講演 医療・介護連携によるベストエフォート型ケアマネジメントの構築 講師：一般社団法人 広島県介護支援専門員協会 会長 落久保 栄之 氏
12：55	閉会式 次年度開催地挨拶
13：10	大会終了

※ 大会終了後に、全プログラムの動画を配信します。（9月上旬頃配信予定）

## 第1分科会

テーマ	対人援助の本質を深める（ケアマネジメント・スーパー・ビジョン）
趣旨	対人援助の目的は、利用者に「より良い支援を提供すること」です。 私たち介護支援専門員は、利用者一人ひとりの暮らしや人生に深く関わり、利用者が問題解決に向かおうとする歩みを意図的な介入により専門的に支援します。暮らしや人生は多様であり、必然的にその課題やニーズの解決策、ゴールの在り方は一層多様性を増します。当事者以外がその暮らしを語り、「より良い支援」を言語化するのは大きな困難を伴います。

また、人の暮らしには葛藤がつきまといます。その暮らしの困難さを支援する私たちは、利用者のジレンマに加え、自身が抱えるジレンマにも立ち向かう必要があります。尾崎新（1948年～2010年、当時教大教授）は「多くのケースワーカ論が共通してきました概念に、『自己覚知』がある。・（中略）・援助関係では、援助者の感情などが重要な意味をもつ。また、感情のもち方・表現の仕方には、各援助者によって異なる個性が表れることが自然である。このような援助者の個性や持ち味は、援助関係を自然なものとする上でも・（中略）・生きかされてよい」（『ケースワーカーの臨末技法—「援助関係」と「逆転移」の活用—』1994年）と述べており、「より良い支援」を検証する際には、支援者自身の情動と、その対象との相互交流も重要です。

更には、人材育成の手法であるスーパー・ビジョンも対人援助と相違なく、むしろスパイラルを生じ、利用者へ提供される「より良い支援」と密接な関係性にあります。

第1分科会では、専門職として人を援助するということはどういうことか、何をもつてよしとするのかという『対人援助の本質』を深めていきます。実践者が自身の支援を振り返り、客観的評価を他者に伝えることの価値を、みなさまと一緒に考える場にしたいと思います。

キーワード	①ケアマネジメント ②スーパー・ビジョン ③ケアマネとしての成長 ④自己覚知 ⑤人材育成・確保 ⑥その他
助言者	片岡 博子 氏 久留米大学 文学部 社会福祉学科 教授
座長	橋 康彦 氏 山口県介護支援専門員協会 副会長

## 第2分科会

## 第3分科会

テーマ	最終まで自分らしく暮らす（人生会議・意思決定支援）
趣旨	<p>地域包括ケアシステムの構築や、地域共生社会の実現を目指すなか、私たち介護支援専門員は今何ができるのでしょうか。社会生活の中で認知症高齢者の自己決定に関する问题是、認知症の长期ケアにおける人権擁護という観点で重要な課題です。自らが適切に判断できない場合には、権利擁護や意思決定支援の重要性が高まっており、意思決定の支援も行わなければなりません。終末期や人生の最終段階において看取りを行う際には、人生会議を開催し、意思決定につながるものと共通認識するにとも必要になってしまいます。利用者の想いに耳を傾け、願い、希望、価値観をどう受け取り、中重度者の要介護者も含めて住み慣れた地域で適切な医療・介護・介護アセスメントも整備し役割を果たすのかを私たち介護支援専門員は考えいかなければなりません。</p> <p>また、制度をまたいで多職種が連携していくくチームアプローチを強固なものとし、地域ケア会議など身近な会議を活用してネットワークを作り上げることも必要ではないでしょうか。</p> <p>第2分科会では、地域での認知症のケアの在り方や、在宅医療（入退院時、ターミナル期も含む）の意思決定支援の在り方や、多職種での連携の工夫事例、インフォーマルサービスの活用など、各発表を通して議論したいと思います。</p>

テーマ	2040年を見据えた介護支援専門員の在り方（ICT・生産性向上）
趣旨	<p>介護支援専門員が関わる分野のみならず、介護現場では、専門資格を持つ職種が事務的な業務も行っており、効率化の余地が少なくありません。中でも、文書関連の業務は大きな負担となっています。</p> <p>国や自治体に提出する文書の中には、押印や原本証明の添付が必要だつたり、提出方法が指定されたり、また、様式が自治体ごとに異なつたりと、非常に手間がかかっている実情があります。</p> <p>この文書作成にかけている時間を本来の支援に充てることが出来れば、利用者に寄り添い、介護支援専門員自身も対人援助職として高めていきながら、支援ができるのではないかでしょうか。</p> <p>国の中でも、行政が求める帳票等の文書量を半減することが「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」（2016年6月2日閣議決定）で示され、その後、社会保障審議会の介護保険部会で2020年代初頭までを目標とする工程表が策定されました。2019年末には「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」が中間取りまとめを行い、簡素化に加えて標準化やICT化など、今後の取り組みにも言及しています。</p> <p>今回の介護報酬改定の中でも、居宅介護支援において、一定のICT（A）を含む）の活用、または事務職員の配置を行っている事業者については、過渡期の適用を45件以上（現行は40件以上）からとすることが決まりました。</p> <p>第3分科会では、「2040年を見据えた介護支援専門員の在り方」をテーマに、介護支援専門員が対人援助職としての成長をしていくために、いかに業務効率化を目指すのか、生産性向上を図っていくのかということを考えていけたらと思います。</p>
キーワード	<p>①人生会議（ACP） ②意思決定支援 ③チームケア ④看取り ⑤認知症 ⑥その他</p>
助言者	名越 静香 氏 広島県介護支援専門員協会 相談役
座長	久保田 秀樹 氏 広島県介護支援専門員協会 副会長

#### 第4分科会

演に向かう現状で、社会保障制度の持続を目的とした地域共生社会の実現を目指していくことの効果と、介護支援専門員に対し一層期待される自立支援、質の高いアマネジメントの実践について、課題なども提言された。令和3年度からの介護報酬改定を振り返るとともに、適切なアマネジメント手法や生産性の向上を目的とした新たな手法とその効果についてもご教示いただいた。

##### ■記念講演(15:15～16:15)

演題「対人援助の本質を問う！」～原点回帰～  
講師：日本女子大学 名誉教授 渡部 律子 氏  
内容：記念講演では「対人援助の本質を問う！」～原点回帰～と題し、ソーシャルワークの統合的・多面的なアセスメントの意義や重要性、相談援助論としての面談技術や、学び続けることの大切さについて、日本女子大学 名誉教授 渡部先生に講演をいたしました。また、本講演事前アンケートから分析された要因をもとに、介護支援専門員側が感じる仕事の意義、疑問や課題を紹介されました。その疑問点の多くは、介護制度開始から我々を取り巻く環境の変化履歴、介護以外の課題を抱えた家族支離が介護支援専門員の業務に取り込まれている社会的背景が影響していることを整理された。そのうえで尚、私たちが研鑽し続け、20年後も専門職として役割を果たし継承されるよう、対人援助職としての基盤を強固にすること、相談面接ヒアセスメントの実践が利用者にもたらす支援が効果を説かれた。まさに、対人援助の本質が何たるかを我々に聞いかけ、自己点検、自己研鑽できるよう多くの参考資料を紹介いたしました。

また、講演を一貫して、介護支援専門員の置かれている境遇やその心情に温かく寄り添つて励ましてくださいました。渡部講師の言葉に勇気づけられた参加者も多かったですと思われる。今後、個人、仲間、職能団体としてできるることを摸索していく重要な機会となつた。

##### ■シンポジウム(16:30～17:30)

テーマ：「あと一步前に進むために」

座長：岩神 亜紀 氏 山口県介護支援専門員協会 副会長  
助言者：渡部 律子 氏 日本女子大学 名誉教授  
シンポジスト：伊藤 麻由子 氏 幸洲園居宅介護支援センター  
岡野 裕美 氏 悠悠タウン基町居宅介護支援事業所  
大場 明子 氏 益田市社会福祉協議会  
○ 嶋本 刷 氏 在宅ステーション みずうみ支援センター  
吉本 祐子 氏 にほ庵居宅介護支援事業所

内容：シンポジウムではなくあと一步前に進むために」と題し、シンポジスト自身の日頃の実践を振り返り、様々なケースから何を学び、何を習得したことが自分の成長につながったのか、仕事を通じて思考、行動の変革を持たされた瞬間、大きなシフト変換を迎えたきっかけ、自分の目指すケアマネ像などのエピソードを交え5題の発表をいただき、登壇者間の質疑応答、最後に登壇者全員でディスカッションを行つた。「決してきれいごとではない支援」の紹介が、ケースの多様性と個別アセスメントの重要性を示唆するものであつたと考える。各シンポジストは対人援助論としての矜持を持つているからこそ、失敗や陥りに真摯に向き合い、支援の振り返りを行つていた。記念講演は厚生労働省、山口県知事、山口県議会環境福祉委員会委員長（山口県議会議長代理）、山口市長来賓祝辞、厚生労働省、山口県議会環境福祉委員会会長 佐々木 啓太

##### 【大会内容】

全日程 zoom ウェビナーを使用し、オンラインでの開催を行う。

○1日目

##### ■開会式(12:30～13:10)

挨拶 日本介護支援専門員協会 会長 柴口 里則

山口県介護支援専門員協会 会長 佐々木 啓太  
来賓祝辞 厚生労働省、山口県知事、山口県議会環境福祉委員会委員長（山口県議会議長代理）、山口市長

##### ■基調講演(13:10～14:10)

テーマ：居宅介護支援を巡る最近の動き

講師：厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長 笠子 宗一郎 氏

内容：基調講演は厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 課長 笠子様に「居宅介護支援を巡る最近の動き」をテーマに社会保障制度を取り巻く環境の変化、2025年から2040年問題に向けた国の方針と課題、ケアマネ業務のICT化促進等について基調講演をいたしました。生産年齢人口が急

テーマ	予測を超えた時代に対応するために（災害・感染症対策）
趣旨	災害における心構えはあるものの、その種類によって準備することや避難場所等に違いがあります。的確な対応を行つたためにも、日々のアセスメントでどれだけ利用者を把握しているかも重要なことがあります。 一方で予測を超える災害も毎年のように起きているのも事実です。更には今まで経験もしたことがない新型コロナウィルスの感染拡大。私たちケアマネは、利用者の安全な生活を支え、その支援を行う自分自身も守らなければなりません。 第4分科会では、「予測を超えた時代に対応するために」をテーマに、日々の情報入手し、まだ多職種や行政とも協力しながら私たちケアマネができるること、しなければならないことを一緒に考え、ケアマネとしての役割を今いちど認識できる機会としたいと思います。
キーワード	①災害対策 ②感染症 ③新型コロナウィルス ④リスクマネジメント ⑤災害への備え ⑥その他
助言者	西崎 緑 氏 島根大学 人間科学部 教授
座長	石井 智明 氏 島根県介護支援専門員協会 理事長

【2日目】  
■分科会(9:30～11:40)  
第1分科会：対人援助の本質を深める(ケアマネジメント・スーパーバイジョン)  
第2分科会：最期まで自分らしく暮らす(人生会議、意思決定支援)  
第3分科会：2040年を見据えた介護支援専門員の在り方(ICT・生産性向上)  
第4分科会：予測を超えた時代に対応するために(災害・感染症対策)

内 容:各分科会各6名の演技台発表と、座長、助言者による質疑応答でのディスカッション形式で行った。当日リアルタイムでの配信は第1分科会のみだったが、後日動画配信を行い、他分科会も一定期間動画視聴できる仕組みを作っている。第1分科会では「機能性と変更の進行により、対人援助の本質を深めるための要因分析が研究発表された。各発表では、専門職としての判断根拠の源泉となるアセスメントと記録の重要性、コンブリクト(衝突場面)における適切な対応を身につける手法としてのロールプレイ活用の提言、所属組織の心的安定性が各職員のパフォーマンス向上に寄与すること、ケーススタディの効果的な検証実践による園域全体のシステムアップと質質向上、法令通知や記載要領を正しく読み解く技量と利用者支援への影響、自己の学びの可視化と今後の行動変容可能性の示唆が示された。助言者の片岡博士教授からは、専門職としてエビデンスを明確にしておこうとする努力、研究手法としての作法(研究倫理や分析)が浸透していること、自身の実践を言語化・可視化しようとする取り組みは社会認知を高めることであり専門職としての発展に大きく寄与するものであるとの講評を受けた。

#### ■教育講演(11:55～12:55)

演題：医療・介護連携によるベストエフォート型ケアマネジメントの構築

講師：一般社団法人 広島県介護支援専門員協会 会長 落久保 祐之 氏

内 容：教育講演では、「医療・介護連携によるベストエフォート型ケアマネジメントの構築」をテーマに、医療費、社会体制、人の価値観、生活スタイルの変化等を、多角的な視点で捉え、今後適切なケアマネジメントへどのように繋げていけばよいか、医療と介護の連携の必要性について広島県介護支援専門員協会 会長 落久保先生に講演をいただいた。外科医としての経験を紹介しながら、「介護支援専門員も、新人であっても専門職として仕事のできる能力、知識、資質を備えていなければならない」「新人が適切な支援が行える組織的な支援が必要」「利用者がふれれば、考えて接していくかが重要」一生懸命なケアマネジメント手法の確立のために参画されている調査研究事業の現況を示された。利用者のサービスを利用する権利を担保することの重要性を踏まえ、どの介護支援専門員が担当しても適切な支援が行えるよう、標準化されたアセスメントとモニタリングの手法を各職種専門職と協議しながら策定されていることが紹介された。今後の介護支援専門員教育は大きな転換期を迎える、職能団体は体制を整えていくようにとのメッセージもあつたと思う。また、適切なケアマネジメントは医療費を削減し、利用者の生活の質も改善することを、心疾患利用者を例に示された。最後に、2040年に日本は死亡数が最高値となると推計され、在院日数短縮を目指す社会を迎えるなかで、看取り支援の在り方を提言された。「あなたのところに遊びに来つとよそう」をキャッチフレーズにACPの趣旨を事例とともに紹介された。

#### ■閉会式 次年度開催地挨拶(12:55～13:10)

挨拶 山口県介護支援専門員協会 副会長 橋 康彦(実行委員長)

大会盾の引継ぎ

次年度開催地挨拶 宮崎県介護支援専門員協会 坂本 増美 氏(次期開催県実行委員長)

#### ■大会終了(13:10)

閉会後、大会メイキング映像を「progress(kokua)」の楽曲とともに配信した。  
エビナーのメンチャットには、「良い大会だった」「コロナが落ちいたら全国のケアマネに会いたい」「初めて参加したが、本当に良かった。来年の大会を楽しみに1年間頑張ります」「私もあと一步前に進めるよう努力します」などのコメントが多数寄せられた。初の全オンライン開催で、会場参加希望された方々には直前の変更により多大なご迷惑をお掛けしたが、「対人援助の本質」に関わる多くの知見を得られる大会となり、綿密な参加者のモチベーションアップにつなげることができたと自負している。  
大会開催まで応援し、尽力くださった日本介護支援専門員協会の役員と事務局のみなさまに深く感謝申し上げる。

第15回日本介護支援専門員協会全国大会in山口

収支決算書

大会開催日：令和3年8月28日（土）・29日（日）

収入の部

(単位：円)

科 目		決算額	摘要	
大区分	中区分			
1 参加費収入	1 参加費収入	9,231,000	参加費（会員）@8,000×975名（講師1名含む） 参加費（一般）@16,000×88名 参加費（学生）@1,000×1名 当日参加費（会員）@10,000×1名 当日参加費（一般）@20,000×1名	7,800,000 1,408,000 1,000 10,000 20,000
2 協賛等収入	1 広告収入 2 出展料収入	1,440,000	大会誌広告収入 出展料（広告掲載3万以上の企業）	1,440,000 0
3 補助金収入	1 補助金収入	1,098,747	日本協会補助金 山口観光コンベンション協会助成	1,000,000 98,747
4 その他収入	1 雑収入	34	預金利息等	34
収入合計(A)		11,769,781		

支出の部

(単位：円)

科 目		決算額	摘要	
大区分	中区分			
1 事業費支出	1 諸謝金	931,435	講師（登壇者）、司会者謝金	931,435
		0	講師旅費、宿泊費	0
	2 役職員日当旅費	579,060	実行委員日当・旅費、宿泊費	579,060
	3 事務費	1,872,300	役職員人件費・事務運営費・管理費等	1,872,300
	4 消耗品費	100,185	事務用品、周辺機器、コングレンスバック等	100,185
	5 印刷製本費	2,363,527	大会要項、大会資料印刷代等	2,363,527
	6 通信運搬費	728,020	電話代、郵送代等	728,020
	7 会議費	22,214	実行委員会湯茶代、委員昼食代等	22,214
	8 費借料	287,814	会場代(27万)、機材費借料、運営委員会議室等	287,814
	9 業務委託費	3,753,200	旅行代理店委託費(74万)、オンライン配信料(301万) ネットワーク保守料	3,753,200
	10 雑費	121,991	その他（手数料等）	121,991
2 次期プロック大会費繰越	1 大会費繰越	1,010,035		1,010,035
支出合計(B)		11,769,781		11,769,781

収支差額

	決算額
収支差額 (A)-(B)	0

# 上 程 議 案

## 第1号議案 令和3年度事業報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和3年度 事業報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和3年度事業報告

13ページ

## 第2号議案 令和3年度決算報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和3年度 決算報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和3年度決算報告

24ページ

## 第3号議案 令和4年度事業計画（案）について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和4年度 事業計画（案）を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和4年度事業計画（案）

30ページ

## 第4号議案 令和4年度収支予算（案）について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和4年度 収支予算（案）を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和4年度収支予算（案）

32ページ

## **第5号議案 理事及び監事の選任について**

(提案理由)

理事、監事全員の任期満了に伴い、定款第35条に基づき、理事及び監事の選出について、別添のとおり御承認願いたい。

(任期)

選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(提案内容)

別添「第5号議案」役員名簿

# 令和3年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

## I 組織体制

1 会員の状況 1, 360人 (令和4年3月31日現在)

(内訳)

・岩国市	129人	・柳井広域	79人	・周防大島	29人
・周南市	120人	・下松市	81人	・光市	46人
・防府市	130人	・山口市	122人	・宇部市	133人
・山陽小野田市	57人	・美祢市	45人	・下関市	281人
・長門地域	47人	・萩広域	61人		

2 日本介護支援専門員協会への入会状況

令和3年度会員数 1, 360人 (令和4年3月31日現在)

(内訳)

令和3年度新規入会者数 105人

令和2年度からの継続会員数 1, 255人 (令和2年度会員数 1, 314人)

## II 研修に関する事業

1 全国大会in山口 開催 (オンライン研修 ZOOM)

期　　日 令和3年8月28日(土)・29日(日)

場　　所 山口県KDDI維新ホール

参　　加　者 1, 065名 (会員975名、非会員90名)

内　　容 基調講演

「居宅介護支援を巡る最近の動き」

講師 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課課長 笹子宗一郎

日本介護支援専門員協会 活動報告

日本介護支援専門員協会 会長 柴口里則

記念講演

「対人援助の本質を問う！」～原点回帰～

講師 日本女子大学 名誉教授 渡部律子

シンポジウム「あと一步前に進むために」

シンポジスト5名

座　　長 山口県介護支援専門員協会 副会長 岩神亜紀

助言者 日本女子大学 名誉教授 渡部律子

分科会

・第1分科会 対人援助の本質を深める (ケアマネジメント・スーパービジョン)

・第2分科会 最後まで自分らしく暮らす (人生会議・意志決定支援)

・第3分科会 2040年を見据えた介護支援専門員の在り方 (ICT・生産性向上)

・第4分科会 予測を超えた時代に対応するために (災害・感染症対策)

教育講演

医療・介護連携によるベストエフォート型ケアマネジメントの構築

講師 一般社団法人広島県介護支援専門員協会 会長 落久保裕之

2 令和3年度介護支援専門員更新研修 (実務経験なし)・再研修 春期開催

期　　日 令和3年5月6日(木)～令和3年7月18日(日)

場　　所 山口県セミナーパーク 大研修室

参　　加　者 150人 修了者：137人・(実務なし・77人、再研修・60人)

(冬期振替8人 辞退4人 次年度振替1人)

内　　容 動画配信①(5月6日(木)から5月15日(土))

集合演習① (A: 5月16日(日・午前)、B: 5月16日(日・午後))  
講義のみ 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」  
「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」  
「ケアマネジメントに係る法令等の理解」  
講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橋康彦  
講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」  
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一  
講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」  
講義のみ 「地域包括ケアシステム及び社会資源」  
「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」  
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

動画配信② (5月20日(木)から6月5日(土))  
集合演習② (A: 6月6日(日)、B: 6月13日(日))  
講義・演習「ケアマネジメントの展開①基礎理解」  
「②脳血管疾患に関する事例」  
講師 松寿苑居宅介護支援事業所 管理者 田村則子  
講義・演習「③認知症に関する事例」  
講師 リライブルケア合同会社松本ケアマネジメント 代表社員 松本麻子  
講義・演習「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」  
講師 あさひ居宅介護支援事業所 管理者 森永江里子

動画配信③ (7月1日(木)から7月16日(金))  
集合演習③ (A: 7月17日(土)、B: 7月18日(日))  
講義・演習「⑤内臓の機能不全に関する事例」  
講師 くりや苑居宅介護支援センター 顧問 杉原須美江  
講義のみ 「介護支援専門員資格登録等について」  
講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班 主任 原田和徳  
講義・演習「⑥看取りに関する事例」  
講師 ケアパートナーいろは 管理者 中山京子  
講義・演習「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」  
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

- 3 令和3年度介護支援専門員実務研修の開催（実務経験なし・再研修冬期開催）
- 期 日 令和3年12月24日(金)～令和4年3月11日(金)  
場 所 講義：動画配信 演習：山口県セミナーパーク社会福祉研修室・大研修室  
参 加 者 実務研修 154人(修了者:154人)  
実務なし・再研修: 81人 修了者79人(内実務なし・31人、再研修48人)  
(次年度夏期振替1人、辞退1人)  
内 容 動画配信①(12月24日(金)から1月9日(日))  
オンライン演習①(A:1月8日(土)、B:1月9日(日))、  
実務なし・再研修: 1月10日(月・祝))  
講義のみ 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」  
「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」  
講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橋康彦  
講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」  
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一  
講義・演習「相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎」  
「利用者多くの種類の専門職等への説明及び合意」  
講師 特別養護老人ホーム はまゆう苑 課長 松谷法史  
講義・演習「ケアマネジメントのプロセス」  
講師 老人保健施設 みのり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠  
講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」  
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

動画配信②（1月9日（日）から1月21日（金））  
オンライン演習②（A：1月21日（金）、B：1月22日（土））  
講義のみ 「実習オリエンテーション」  
講師 老人保健施設 みのり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠  
講義・演習「①受付及び相談並びに契約」  
「②アセスメント及びニーズの把握の方法」  
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀  
講義・演習「③居宅サービス計画等の作成」  
講師 老人保健施設 みのり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠  
講義・演習「④サービス担当者会議の意義及び進め方」  
講師 下松市地域包括支援センター 主任介護支援専門員 山本亜紀  
講義・演習「⑤モニタリング及び評価」  
講師 小規模多機能型居宅介護こうよう紫苑 管理者 堀田慎一郎

動画配信③（1月22日（土）から2月12日（土））  
講義のみ 「地域包括ケアシステム及び社会資源」  
「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」  
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太  
講義のみ 「ケアマネジメントに係る法令等の理解」  
講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橋康彦  
講義のみ 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」  
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

動画配信④（1月27日（木）から2月12日（土））  
オンライン演習③（A：2月11日（金祝）、B：2月13日（日））  
オンライン演習②（実務なし・再研修：2月14日（月））  
講義・演習「ケアマネジメントの展開①基礎理解」  
「⑥看取りに関する事例」  
講師 ケアパートナーいのは 管理者 中山京子  
「②脳血管疾患に関する事例」  
講師 指定居宅介護支援事業所さんみ苑 管理者 杉本幸子

動画配信⑤（2月12日（土）から2月24日（木））  
オンライン演習④（A：2月24日（木）、B：2月25日（金））  
オンライン演習③（実務なし・再研修：3月4日（金））  
講義・演習「③認知症に関する事例」  
講師 防府東地域包括支援センター 副センター長 矢田江利子  
講義・演習「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」  
講師 あさひ居宅介護支援事業所 管理者 森永江里子  
講義・演習「⑤内臓の機能不全に関する事例」  
講師 山口県民共済生活協同組合 福祉事務局課長 杉原須美江  
講義・演習「研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り」  
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太  
講義のみ 「介護支援専門員資格登録等について」  
講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班 主任 原田和徳

集合研修⑤（A：3月 1日（火）、B：3月 2日（水））  
集合研修⑥（A：3月10日（木）、B：3月11日（金））  
講義・演習「実習振り返り」  
「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習（実習置き換え学習①）」  
「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習（実習置き換え学習②）」  
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

<研修打合せ会議>

実務研修に係る web 打合せ会議

【第1回】期日 令和3年 9月27日（月）出席者 5人

【第2回】期日 令和3年11月15日（月）出席者 4人（ハイブリッド開催）

【第3回】期日 令和3年11月16日（火）出席者 8人（ハイブリッド開催）

○オンライン研修 ZOOM（ハイブリッド）の開催

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書の書き方研修会の開催

期 日 令和3年 5月18日（火）

場 所 山口県社会福祉会館 大ホール

参 加 者 98人

講 師 山口県介護支援専門員協会 副会長 橋康彦

5 ケアプラン点検事業アドバイザー養成研修会の開催

【第1部】動画配信 令和3年10月23日（土）から11月15日（月）

【第2部】演 習 令和3年11月15日（月）

場 所 山口県社会福祉会館 大ホール

参 加 者 44人

講 師 一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 副理事長 松川竜也

山口県介護支援専門員協会 理事 山本亜紀

6 スーパーバイザー養成研修会の開催

期 日 令和4年2月12日（土）

参 加 者 25人

講 師 一般社団法人福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院

地域医療連携室 課長（医療ソーシャルワーカー）梅田真嗣

○動画配信研修の開催

7 「令和3年度介護報酬改定説明会」の開催 ※日本介護支援専門員協会伝達研修

配信期間 令和3年4月19日（月）から5月31日（月）

参 加 者 213人

8 「居宅ケアマネジャーのお仕事ガイド」の開催

配信期間 A日程 令和3年4月13日（火）から4月27日（火）

B日程 令和3年5月28日（金）から6月11日（金）

参 加 者 127人

講 師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一

9 「災害リスクマネジメント研修会」の開催

配信期間 令和3年6月7日（月）から6月16日（水）

参 加 者 54人

講 師 びわこ学院大学 教育福祉学部長 教授

株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長 烏野猛

10 施設リスクマネジメント研修会の開催

配信期間 A日程 令和3年6月21日（月）から7月20日（火）

B日程 令和3年7月20日（火）から8月20日（金）

C日程 令和3年8月20日（金）から9月21日（火）

参 加 者 97人

講 師 （一社）山口県介護支援専門員協会 副会長 橋康彦

11 「介護支援専門員のためのハラスメント対策研修会」の開催

配信期間 令和3年11月1日（月）から11月12日（金）

参 加 者 64人

講 師 いたむら法律事務所 代表弁護士 板村憲作

12 「災害マネジメント研修会」の開催

配信期間 令和3年12月22日（水）から令和4年2月1日（火）  
参 加 者 94人  
講 師 山口県介護支援専門員協会 会長 佐々木啓太

13 「ケアプランの「正しい」書き方、とらえ方研修会」の開催

配信期間 令和4年1月17日（月）から1月31日（月）  
参 加 者 146人  
講 師 一般社団法人あたご研究所 代表理事 後藤佳苗

○主任介護支援専門員更新研修受講要件研修（動画受講又は会場受講）

14 「義務化されるBCPの作成の基本と業務改善マネジメント」研修会

配信期間 令和3年9月24日（金）から10月22日（金）  
会場参加 令和3年9月25日（土） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
参 加 者 280人（動画受講269人、会場受講11人）  
講 師 小濱介護経営事務所 代表 小濱道博

15 「管理栄養士に学ぶ 栄養アセスメントの視点」研修会

配信期間 令和3年9月24日（金）から10月22日（金）  
会場参加 令和3年10月16日（土） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
参 加 者 227人（動画受講215人、会場受講12人）  
講 師 医療法人和同会 宇部リハビリテーション病院  
栄養部主任 管理栄養士 田辺のぶか

16 「アセスメント力を高めるスーパービジョン」研修会

配信期間 令和3年9月24日（金）から10月22日（金）  
会場参加 令和3年10月18日（月） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
参 加 者 267人（動画受講255人、会場受講12人）  
講 師 花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 福富昌城

17 「共成長を目指すスーパービジョン」研修会

配信期間 令和3年9月24日（金）から10月22日（金）  
会場参加 令和3年10月25日（月） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室  
参 加 者 220人（動画受講207人、会場受講13人）  
講 師 一般社団法人福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院  
地域医療連携室 課長（医療ソーシャルワーカー） 梅田真嗣

### III 委託に関する事業

介護支援専門員研修向上委員会の開催（WEB・収集会議）

【第1回】

期 日 令和3年6月21日（月）  
場 所 山口県社会福祉会館 3階 第1会議室  
出 席 者 委員：9名 オブザーバー：3名 事務局：2名  
協議事項 介護支援専門員研修開催の進捗状況、実施予定について  
研修実施できない場合の取り扱いについて  
緊急事態宣言地域の参加者の取り扱いについて  
修了評価の方法について

【第2回】

期 日 令和3年10月11日（月）  
場 所 山口県社会福祉会館 大ホール  
出 席 者 委員：8名 オブザーバー：3名 事務局：3名  
協議事項 介護支援専門員研修の進捗状況について

コロナ禍での気づき、受講者からの意見等  
令和3年度実務研修の進め方について  
オンライン研修について  
全国担当者会議について

【第3回】

期　　日　　令和4年3月14日（月）  
会　　場　　山口県社会福祉会館 大ホール  
出席者　　委員：8名 オブザーバー：3名 事務局：2名  
協議事項　介護支援専門員研修の進捗状況、まとめについて  
　　　　　　コロナ禍での気づき、受講者からの意見等  
　　　　　　令和4年度介護支援専門員研修の進め方について  
　　　　　　オンライン研修について  
　　　　　　全国介護支援専門員研修向上会議について報告

ケアプラン点検事業

【山口市】

点検実施期間　令和3年11月から令和4年1月末まで  
点検件数　　12事業所24件  
点検者　　12人

【下関市】

点検実施期間　令和4年2月から令和4年3月末まで  
点検件数　　2事業所4件  
点検者　　2人

**IV 調査・研究に関する事業**

1 研究のための環境整備

- (1) 調査指導者の登録制度の確立。平成29年度より県協会において研究指導者の登録制度を設け、研究指導者は、山口県ケアマネジメント研究大会研究発表者の研究にかかる技術的支援と、抄録、発表原稿作成から研究終了までの指導を行う。
- (2) 令和3年度全国大会演題発表に伴う倫理審査および演題発表。
- (3) 研究計画書が作成できることを目的とした研修企画の検討（研究目的や背景、目的を達成するための研究方法の選択）

2 調査研究部としての研究計画の取組み

**V 広報・情報提供**

- 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用。（会員外でも閲覧が可能）  
<https://www.y-cma.jp/>
- 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行  
　　第1号 令和3年8月31日発行  
　　第2号 令和4年3月31日発行
- 3 メールマガジンの配信

**VI 関係機関・団体との協働連携**

1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。

- (1) 山口県介護保険関係団体連絡協議会 役員会・総会  
　　(令和4年3月8日(火)) 佐々木啓太会長
- (2) 山口県社会福祉協議会評議員会  
　　(令和2年5月23日～令和3年会計年度にかかる定時評議委員会の終結時まで) 佐々木啓太会長
- (3) 山口県介護保険研究大会 実行委員会  
　　(令和2年4月1日～令和4年3月31日) 森永幸宏理事
- (4) 山口県医療審議会  
　　(令和2年10月1日～令和4年9月30日) 弘中和恵理事

(5) 福祉サービス等調整計画検討委員会 (令和2年4月1日～令和5年3月31日)	橋康彦副会長
(6) 山口県高齢者保健福祉推進会議 (令和2年7月1日～令和6年6月30日)	佐々木啓太会長
(7) 山口県地域生活定着支援センター連絡会議 (書面決議報告あり)	佐々木啓太会長
(8) 福祉研修センター運営委員会 (令和4年1月20日～令和6年1月19日)	橋康彦副会長
(9) 山口市すこやか長寿対策審議会 (令和2年8月1日～令和4年3月31日)	橋康彦副会長
(10) 山口県訪問看護推進協議会 (令和3年12月1日～令和5年3月31日)	佐々木啓太会長
(11) 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議 (令和3年11月1日～令和5年10月31日)	堀田慎一郎理事
(12) 郡市介護保険担当理事・ケアマネ・訪問看護師との合同協議会 (令和3年10月14日(木))	佐々木啓太会長
(13) 令和3年度介護労働懇談会 (令和3年12月15日(水))	事務局長

## 2 各地域連絡協議会会議、研修等への協力及び参加

(1) 会議、研修会への参加 第1回柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会 (動画) 令和4年3月15日(火)から3月29日(火)	橋康彦副会長
3 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加(WEB会議)	
(1) 日本介護支援専門員協会会議への参加 【第13回社員総会】令和3年6月27日(日)	佐々木啓太会長 橋康彦副会長 (中国ブロック選出理事)
【理事会】第1回 令和3年5月28日(金) 第2回 令和3年9月27日(月) 第3回 令和4年1月21日(金)	橋康彦副会長 (中国ブロック選出理事)
【倫理委員会・広報委員会】 令和3年11月18日(木) 令和4年 1月11日(火)	佐々木啓太会長(委員)

## 4 中国ブロック会議への参加(WEB会議)

第1回 令和4年 3月30日(水)  
出席者 4名(橋康彦(ブロック理事)、佐々木会長、松谷副会長、岩神副会長)

## 5 全国大会実行委員会(WEB会議)

第9回 令和3年 4月12日(月)	第10回 令和3年 4月26日(月)
第11回 令和3年 5月17日(月)	第12回 令和3年 5月31日(月)
第13回 令和3年 6月16日(水)	第14回 令和3年 7月 2日(金)
第15回 令和3年 7月22日(木祝)	第16回 令和3年 8月 2日(月)
第17回 令和3年 8月23日(月)	第18回 令和3年 9月28日(火)

出席者 5名(橋康彦(実行委員長)、佐々木会長、松谷副会長、岩神副会長、山本誠理事)

## 6 他団体主催の各種研修会等にて、開催及び後援をした。

(1) 日本口腔看護研究会第4回山口地区セミナーに後援  
(日本口腔看護研究会山口県地区)

- (2) 令和3年度「介護の日」記念イベントに後援  
(一般社団法人山口県介護福祉士会)
- (3) 令和3年度山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に後援  
(山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員)
- (4) 創立35周年記念講演会に後援  
(株式会社ホームケアサービス山口)
- (5) 「認知症の人と家族への援助をすすめる第37回全国研究集会 in 山口」、  
「第3回山口県認知症カフェサミット」に後援  
(公益社団法人 認知症の人と家族の会山口県支部)
- (6) 「第54回中国地区医療社会事業大会」に後援  
(山口県医療ソーシャルワーカー協会)
- (7) 「山口県介護ロボット地域フォーラム」に後援  
(山口県介護ロボット地域フォーラム事務局)
- (8) 「第10回日本ロボットリハビリテーション・ケア研究大会 in 下関・山口」に後援  
(日本ロボットリハビリテーション・ケア研究会)

## VII 会の運営

### 1 代議員総会の開催 (WEB会議)

期　　日　　令和3年5月29日（土）  
 出席者　　60人（うち委任状出席25人）  
 内　　容　　令和2年度事業報告について  
 　　　　　　令和2年度収支決算について  
 　　　　　　令和3年度事業計画（案）について  
 　　　　　　令和3年度収支予算（案）について  
 　　　　　　定款変更について

### 2 理事会の開催 (WEB・参集会議)

#### 【第1回】

期　　日　　令和3年5月15日（土）  
 出席者　　31名  
 内　　容　　令和2年度事業報告について  
 　　　　　　令和2年度収支決算について  
 　　　　　　令和3年度事業計画（案）について  
 　　　　　　令和3年度収支予算（案）について  
 　　　　　　・全国大会収支予算  
 　　　　　　定款の変更について

#### 【第2回】

期　　日　　令和3年7月3日（土）  
 出席者　　26人  
 内　　容　　各部会の活動について  
 　　　　　　全国大会について  
 　　　　　　永年表彰の承認について

#### 【第3回】

期　　日　　令和3年11月7日（日）  
 出席者　　26人  
 場　　所　　山口県セミナーパーク研修室101  
 内　　容　　各部の活動状況について  
 　　　　　　法定研修について  
 　　　　　　オンライン化について  
 　　　　　　ZOOM研修実施にあたりホストについて

#### 【第4回】

期　　日　　令和4年3月13日（日）  
 出席者　　28人  
 場　　所　　KDDI維新ホール205

内 容 各部会の活動状況、次年度計画について  
令和4年度事業計画・予算案について  
次期改選に伴う役員・代議員の選出について

### 3 常任理事会の開催（WEB会議）

#### 【第1回】

期 日 令和3年4月27日（火）  
出席者 7人  
内 容 各部の活動状況について  
全国大会について  
定款の変更について

#### 【第2回】

期 日 令和3年6月29日（火）  
出席者 8人  
内 容 各部の活動状況について  
永年表彰者の承認について  
全国大会について

#### 【第3回】

期 日 令和3年10月11日（月）  
出席者 7人  
内 容 各部の活動状況について  
法定研修について  
・オンライン化について

#### 【第4回】

期 日 令和4年2月22日（火）  
出席者 7人  
内 容 各部会の活動状況、次年度計画について  
・ケアプラン点検事業について  
・演題発表に係る記録データの取扱いについて  
令和4年度事業計画・予算案について  
次期改選に伴う役員・代議員の選出について

### 4 部会の開催（WEB・参集会議）

#### （1）組織総務部会の開催

##### 【第1回】

期 日 令和3年5月11日（火）  
場 所 特別養護老人ホームはまゆう苑 会議室  
出席者 5人  
内 容 災害マニュアルについて

##### 【第2回】

期 日 令和3年8月4日（火）  
場 所 特別養護老人ホームはまゆう苑 会議室  
出席者 8人  
内 容 災害マニュアルについて（災害編自己点検表の作成について）

##### 【第3回】

期 日 令和3年7月16日（金）  
場 所 特別養護老人ホームはまゆう苑 会議室  
出席者 5人  
内 容 「災害自己点検票」の作成

##### 【第4回】

期 日 令和3年10月1日（金）  
出席者 5人  
内 容 災害マネジメント研修について

## (2) 広報事業部会の開催

### 【第1回】

期　日　令和3年7月11日（日）  
出席者　7人  
内　容　今年度 広報事業部の活動について  
　　　　　令和3年度広報誌の発行について

### 【第2回】

期　日　令和4年1月29日（土）  
出席者　6人  
内　容　広報誌の発行について  
　　　　　・発行までのスケジュール等  
　　　　　・原稿、広告等について  
　　　　　広報部活動について

## (3) 調査研究部会の開催

### 【臨時部会①】

期　日　令和3年7月2日（金）  
内　容　山陽小野田市の倫理チェック

### 【第1回】

期　日　令和3年11月27日（土）  
出席者　6人  
内　容　山口市のマッチングについて  
　　　　　全国大会の発表者への連絡と取り扱いについて

### 【臨時部会②】

期　日　令和3年12月27日（月）  
内　容　全国大会の発表者への研究成果物の情報提供依頼

### 【全国大会】

山口県内居宅介護支援事業所介護支援専門員宛調査依頼（FAX）

期　日　令和3年4月15日（木）

指導者への抄録最終確認等

期　日　令和3年5月12日（水）

演題発表

期　日　令和3年8月29日（日）

場　所　KDDI 維新ホール205

## (4) 公益事業部会の開催

### 【第1回】

期　日　令和3年4月23日（金）  
出席者　5人  
内　容　アドバイザー養成研修会の実施方法について

### 【第2回】

期　日　令和3年7月21日（水）  
出席者　5人  
内　容　アドバイザー養成研修会について

### 【第3回】

期　日　令和3年8月7日（土）  
出席者　6人  
内　容　アドバイザー養成研修会について

### 【第4回】

期　日　令和3年10月13日（水）  
出席者　7人  
内　容　演習の組立て・進行等の確認について  
　　　　　点検依頼、振り分け方法について

【第5回】

期　日　令和3年11月7日（日）  
出席者　6人  
内　容　アドバイザー養成研修会の進行確認について  
点検依頼の進捗状況について

【第6回】

期　日　令和3年12月6日（月）  
出席者　5人  
内　容　アドバイザー養成研修会の振返りについて  
下関市の点検について

(5) 生涯研修部会の開催

【第1回】

期　日　令和3年6月8日（火）  
出席者　7人  
内　容　各研修の進捗状況について  
今後の研修予定（自主研修、要件研修、法定研修等）  
コロナ禍での対応について

【第2回】

期　日　令和3年9月27日（月）  
出席者　8人  
内　容　各研修の進捗状況について  
令和3年度今後の研修企画について  
次年度研修企画について

5 各地域代表者会議の開催（WEB・参集会議）

【第1回】

期　日　令和3年11月　7日（日）  
出席者　23人  
場　所　山口県セミナーパーク研修室101  
議　案　各部の活動状況について  
法定研修について  
意見交換

【第2回】

期　日　令和4年3月13日（日）  
出席者　23人  
場　所　KDDI 維新ホール205  
議　案　令和4年度事業計画案について  
・各部の活動状況、次年度計画について  
次期改選に伴う役員・代議員の選出について  
令和4年度新規入会キャンペーンについて  
意見交換

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会  
令和3年度 収支計算書

1 収 入 総 額 55,218,815 円  
 1 支 出 総 額 22,000,680 円  
 1 収 支 差 引 残 高 33,218,135 円(次年度への繰越)

自 令和 3年4月 1日  
至 令和 4年3月31日

(単位:円)

## 収入の部

勘定科目	本年度予算額	本年度決算額	比較増△減	摘要
会費収入	4,700,000	4,430,000	△ 270,000	
正会員	4,200,000	4,080,000	△ 120,000	@3,000×1,360人
賛助会費	500,000	350,000	△ 150,000	@50,000×7企業
受託金収入	1,433,000	1,388,000	△ 45,000	
受託金収入	1,433,000	1,388,000	△ 45,000	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	988,000	776,800	△ 211,200	
助成金収入	988,000	776,800	△ 211,200	令和2年度会員名簿管理手数料283,200円 令和2年度会員支部交付金(後期分)19,200円 令和3年度会員支部交付金(前期分)386,400円 中国ブロック会議に係る助成金88,000円
寄付金収入	0	0	0	
寄付金収入	0	0	0	組織総務部広報活動費
事業収入	15,708,000	20,550,156	4,842,156	
参加費収入	14,598,000	19,806,000	5,208,000	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	860,000	643,856	△ 216,144	ケアプラン点検事業費
広告収入	200,000	96,000	△ 104,000	広告掲載料
手数料収入	50,000	4,300	△ 45,700	日本協会テキスト・書籍販売斡旋手数等
雑収入	1000	1,010,335	1,009,335	
雑収入	1,000	1,010,335	1,009,335	全国大会次期ブロック大会費繰越
全国大会特別会計支出払戻	4,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	
当期収入合計(A)	26,830,000	31,155,291	4,325,291	
前年度繰越金収入	24,063,000	24,063,524	524	
収入合計(B)	50,893,000	55,218,815	4,325,815	

## 支出の部

(単位:円)

勘定科目	本年度予算額	本年度決算額	比較増△減	摘要
<b>事務費</b>	<b>10,033,000</b>	<b>10,399,147</b>	<b>366,147</b>	
会議費(事務)	881,000	1,016,070	135,070	会議・打ち合せに係る日当、旅費等
役職員旅費(事務)	300,000	160,950	△ 139,050	会議・出張等に係る旅費(オンライン参加含む)
人件費(事務)	6,201,000	6,551,960	350,960	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	120,000	103,934	△ 16,066	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	251,000	249,048	△ 1,952	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	590,000	747,844	157,844	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	317,000	273,735	△ 43,265	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	502,000	564,122	62,122	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80,000	74,000	△ 6,000	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45,000	45,000	0	協議会会費
支払報酬(事務)	360,000	264,000	△ 96,000	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	336,000	347,109	11,109	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50,000	1,375	△ 48,625	記念品・交際費等
<b>事業費</b>	<b>12,822,000</b>	<b>11,601,533</b>	<b>△ 1,220,467</b>	
事業広報費	248,000	440,856	192,856	ホームページ維持管理料・協会だより・システム年会費等
事業謝金	3,286,000	2,853,665	△ 432,335	研修会に係る講師謝金・旅費、ケアプラン点検者謝金
事業旅費	174,000	241,300	67,300	研修会に係る協力員日当・旅費、事務員の旅費等
事業人件費	6,272,000	6,305,663	33,663	事業に係る人件費
事業消耗品費	382,000	343,789	△ 38,211	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	558,000	252,547	△ 305,453	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	788,000	570,529	△ 217,471	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	43,000	31,850	△ 11,150	昼食代
事業賃借料	539,000	244,037	△ 294,963	研修会場代等
事業図書費	50,000	149,777	99,777	テキスト・書籍購入
事業雑費	79,000	0	△ 79,000	諸費
業務委託費	203,000	167,520	△ 35,480	法定研修受講管理にかかる業務費
福祉増進費	200,000	0	△ 200,000	災害等に係る義援金
活動助成費	0	0	0	
全国大会運営費(特別会計支出)	1,000,000	0	△ 1,000,000	全国大会に係る準備経費(印刷製本費、通信運搬費等)
<b>予備費</b>	<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 5,000</b>	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
当期支出合計(C)	23,860,000	22,000,680	△ 1,859,320	
当期收支差額(A-C)	2,970,000	9,154,611	6,184,611	
次期繰越差額(B-C)	27,033,000	33,218,135	6,185,135	

# 一般社団法人山口県介護支援専門員協会

## 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在  
(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
(資産)		(負債)	
普通預金	21,403,810	未払金	88,000
定期預金	10,000,000	・中国ブロック会議： 出席者日当	77,050
未収金	1,388,000	・リコージャパン： カウンター料、消耗品	54,054
・山口県長寿社会課： 介護支援専門員研修向 上委員会運営事業受託 金	85,360	・日本郵便料金後納： 3月分発送代	3,427
・下関市介護保険課： ケアプラン点検事業委 託料	558,496	・ソフトバンクモバイル： 3月分通信費	
・山口市介護保険課： ケアプラン点検事業委 託料	5,000	未払金合計	222,531
・加賀メディカル： 協会だより2号広告料		(純財産)	
未収金合計	2,036,856	繰越金	33,218,135
計	33,440,666	計	33,440,666

## 財産目録

令和4年3月31日現在  
(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	21,403,810	未払金	222,531
定期預金	10,000,000		
山口銀行 県庁内支店 No 5023901			
未収金	2,036,856		
資産合計	33,440,666	負債合計	222,531
差引正味財産		33,218,135	

753-0072  
山口県 山口市 大手町 9-6

令和 04年 04月 01日

1ページ

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

株式会社 山口銀行 事務センター  
〒752-0957 下関市長府印内町10-3

\*24100082 01330 220401 RYBI150D5Z-Y1-0 B  
0044 0004774 00241 005041 001/001 005041 005048

K1

殘高證明書 ACCOUNT BALANCE CERTIFICATE  
(金元港元兩制)

令和 04年 03月 31日現在の貴方ご名義下記勘定残高について  
相違ないことを証明いたします。

相違ないことを証明いたしました。  
THIS IS TO CERTIFY THAT THE BALANCE OF YOUR ACCOUNT(S)  
WITH The Yamaguchi Bank, Ltd. SHOW(S) THE AMOUNT(S)  
INDICATED BELOW.

株式  
会社 山口銀行  
The Yamaguchi Bank, Ltd.  
お取引店 県庁内 支店  
電 話 083(922)2259



- 「指定口座」の表示がある場合は、貴方様よりご依頼のありました特定の口座のみについて証明しています。
  - この証明書の金額は訂正いたしません。
  - 金額は、証明日現在の元帳最終残高を表わし決済未確認の証券類を含んでいます。この場合はその金額を「(内決済未確認証券類)」に表示します。
  - 「当座貸越(総合口座)」には、約定返済のないカードローンのご利用額も含まれます。
  - 口座番号欄は、口座指定のご依頼の場合のみ表示します。

#005041-005041 (M.Y.B.1150D) 52

# 照会結果

<当日残高>

2022年 4月1日 10:21:53

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 様  
(契約者番号 1950206328)

1枚目／ 1枚中

2022年4月1日 10:21 の残高は下記の通りです。  
(定期・通知は、支払可能残高が表示されません)

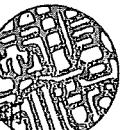
取引店	科目	口座番号	口座名	残高(円)	支払可能残高(円)
県庁内支店	普通	5033960	一般社団法人 山口県介護支援専門員協会（全国大会）	0	0

上記1口座の金額合計(円)	0	0
---------------	---	---

# 監査報告書

令和4年4月28日

一般社団法人山口県介護支援専門員協会  
会長 佐々木啓太 様

監事 服部 恭弥   
監事 二井 隆一 

私たち監事は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はない  
と認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はな  
いと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はな  
いと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

## 令和4年度 山口県介護支援専門員協会 事業計画（案）

### 【事業方針】

令和4年度は、先般の介護報酬改定の評価を踏まえつつ、令和6年度の診療報酬との同時改定を迎える時期であり、今後の制度・報酬のあり方が議論される重要な局面となります。そういった中、我々介護支援専門員が置かれている状況も、様々変化してくることが予測されます。居宅介護支援費の自己負担導入の議論は財務省が再度俎上に上げてくる可能性が示唆されています。また、LIFEについても居宅介護支援分野に入ってくる可能性が高く、今後さらに、科学的介護、エビデンスに基づいたケアマネジメントが求められています。

山口県においては、昨年度悲願であった全国大会を成し終え、対人援助の本質について、それこれが考え方直すきっかけになったのではないかと思います。

全国大会を成し終えた今、山口県の介護支援専門員が一丸となり、対人援助の本質を高めることを介護支援専門員が実践していく姿勢や、組織力を高めつつ、介護支援専門員の地位向上・職域を広げる活動を実践していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染拡大や地震、ゲリラ豪雨に見られる予期せぬ事態が起きるということについても、常日頃からの危機予測や緊急時対応が早急に求められています。

そこで、今年度は対人援助職としての臨床力向上、組織力強化、そして予期せぬ事態へも対応できる力をつけるという3つの方向性を柱に、以下5つの重点目標を掲げ、活動していきます。

1. 職能としての組織力強化・地域協（議）会、日本協会との連携強化
2. 感染症対応や災害への備えが行える組織力強化
3. 対人援助の質を向上させる研修や体制の強化
4. オンライン研修の効果検証を踏まえた、より質の高い研修体制の構築
5. 新たな情報伝達の方法模索

この5つの重点目標を実現していくため、事業計画に定める活動を着実に進め、社会的に認められる介護支援専門員となれるよう会員の皆様と共に活動してまいります。

### 【事業計画】

#### 1. 組織力を高める活動（三役・組織総務部）

- ・本会と県内各地域協（議）会との情報交換のできる体制の整備  
→理事会、地域代表者会議の開催
- ・会員数増員に対する、県内各地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化  
→会員数1500人を目指し、会員増員を図る  
→地域協会への情報提供、アンケート等の協力体制構築、協働した活動の実施
- ・行政や議員との意見交換・情報交換を通じて、介護支援専門員に関する政策提言実施
- ・山口県ケアマネジメント研究大会の準備、開催
- ・県内各関係団体、職能団体との連携及び委員会等への役員派遣  
→山口県デイサービス協議会とのICT連携
- ・災害発生時の対応、災害発生時の対応方法を定めたマニュアルの整備、BCP計画の支援ツールの作成
- ・ワークサポートケアマネジャーについての協議、日本協会との連携

## 2. ケアマネのスキルアップ支援（生涯研修部）

- ・生涯研修体系確立のための、資質向上につながる独自研修会の開催  
→コロナ禍の状況を踏まえた、オンライン活用、ハイブリット研修等の実施
- ・法定研修及び主任更新要件研修の実施  
→コロナ禍の状況を踏まえた、オンライン活用、ハイブリット研修等の実施
- ・他の法定研修の指定に向けた体制整備

## 3. 情報伝達、広報機能の充実（広報事業部）

- ・ホームページの効果的運用
- ・メールマガジンの運用
- ・広報誌（山口県介護支援専門員協会だより）の発行による広報活動
- ・新たな情報伝達方法の検討（LINE 公式ページ等）

## 4. 公益活動（公益事業部）

- ・ケアプラン点検事業の実施
- ・アンケート等による会員からの意見集約および整理
- ・その他、公益事業の検討

## 5. 研究事業（調査研究部会）

- ・会員が研究に取り組みやすくなるための環境整備  
→研究のための研修企画  
(研究目的や背景、研究目的を達成するための研究方法の選択など)  
→倫理審査規定に基づく審査  
→調査指導者の登録制度の確立及び新たな指導者への依頼  
(山口県立大学、山口大学、宇部フロンティア大学の継続、そして新たな研究機関への依頼)
- ・介護支援専門員の社会的地位の向上に向けた調査研究の実施

## 6. 近県との連携、日本協会との連携（三役）

- ・広島県、島根県、岡山県、福岡県との連携強化・研修相互乗り入れの継続
- ・鳥取県との連携模索（日本協会との連携）
- ・日本協会への意見提言（県協会として、地域の意見を日本協会への意見をしっかり伝える）。

### ◎ 役員会の運営・開催

1 代議員総会 年1回	4 常任理事会 年4回
2 代表者会議 年1回	5 監査 年1回
3 理事会 年5回	6 部会 各部会年3～5回程度

※諸会議については、コロナ禍の状況を見据えながら、感染拡大防止のためのオンライン化やハイブリット形式での開催とします。

第4号議案

令和4年度 収支予算(案)  
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

収入の部

(単位:千円)

勘定科目	令和4年度 予算額	令和3年度 予算額	比較増△減	摘要
会費収入	4,600	4,700	△ 100	
正会員	4,200	4,200	0	@3,000×1,400人
賛助会費	400	500	△ 100	@50,000×8企業
受託金収入	1,437	1,433	4	
受託金収入	1,437	1,433	4	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	829	988	△ 159	
助成金収入	292	283	9	令和3年度会員名簿管理手数料
	27	45	△ 18	令和3年度会員支部交付金(後期分)
	360	360	0	令和4年度会員支部交付金(前期分)
	150	300	△ 150	中国ブロック会議に係る助成金
寄付金収入	10	0	10	
寄付金収入	10	0	10	組織総務部広報活動費
事業収入	17,483	15,708	1,755	
参加費収入	16,463	14,598	1,865	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	750	860	△ 110	ケアプラン点検事業費
広告収入	200	200	0	広告掲載料
手数料収入	50	50	0	書籍販売斡旋手数料
雑収入	1	1	0	
雑収入	1	1	0	
全国大会特別会計支出払戻	0	4,000	△ 4,000	
当期収入合計(A)	24,340	26,830	△ 2,490	
前年度繰越金収入	33,218	24,063	9,155	
収入合計(B)	57,558	50,893	6,665	

## 支出の部

(単位:千円)

勘定科目	令和4年度 予算額	令和3年度 予算額	比較増△減	摘要
<b>事務費</b>	<b>10,605</b>	<b>10,033</b>	<b>572</b>	
会議費(事務)	950	881	69	会議・打ち合せに係る日当、旅費等
役職員旅費(事務)	300	300	0	会議・出張等に係る旅費(オンライン参加含む)
人件費(事務)	6,334	6,201	133	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	340	120	220	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	251	251	0	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	590	590	0	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	317	317	0	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	652	502	150	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80	80	0	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45	45	0	協議会会費
支払報酬(事務)	360	360	0	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	336	336	0	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50	50	0	記念品・交際費等
<b>事業費</b>	<b>13,959</b>	<b>12,822</b>	<b>1,137</b>	
事業広報費	420	248	172	ホームページ維持管理料・協会だより・システム年会費等
事業謝金	3,693	3,286	407	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費、ケアプラン点検者謝金
事業旅費	174	174	0	研修会に係る協力員日当・旅費、事務員の旅費等
事業人件費	6,317	6,272	45	事業に係る人件費
事業消耗品費	497	382	115	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	548	558	△ 10	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	796	788	8	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	54	43	11	昼食代
事業賃借料	647	539	108	研修会場代等
事業図書費	50	50	0	テキスト・書籍購入
事業雑費	60	79	△ 19	諸費
業務委託費	203	203	0	法定研修受講管理にかかる業務費
福祉増進費	200	200	0	災害等に係る義援金
活動助成費	300	0	300	全国大会inみやざき参加に係る経費
全国大会運営費(特別会計支出)	0	1,000	△ 1,000	
<b>予備費</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	
予備費	5	5	0	
当期支出合計(C)	24,569	23,860	709	
当期收支差額(A-C)	△ 229	2,970	△ 3,199	
次期繰越差額(B-C)	32,989	27,033	5,956	

# 定款

## (公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会と称する。(以下、「本会」という。)

### (目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もつて介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護にに関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

### (主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

### (代議員の選出)

第8条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選舉により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 岩国ブロック

区域 岩国市、玖珂郡和木町

### (機関)

第6条 本会は、当法人の機関として社員総会及び理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員及び会員

### (法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選舉によって選出された者
- (2) 正会員

(ア) 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県内に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

(イ) 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。

(ウ) 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。

### (3) 賛助会員

理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

### (代議員の選出)

第8条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選舉により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 岩国ブロック

区域 岩国市、玖珂郡和木町

4 第1項の選舉においては、正会員は等しく選舉権及び被選舉権を有し、理

事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

5 代議員の選舉を行うために必要な細則は理事会において定める。

(2) 名称 柳井広域ブロック

区域 柳井市、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町

(3) 名称 周防大島ブロック

区域 大島郡周防大島町

(4) 名称 周南ブロック

区域 周南市

(5) 名称 下松ブロック

区域 下松市

(6) 名称 光ブロック

区域 光市

(7) 名称 防府ブロック

区域 防府市

(8) 名称 山口ブロック

区域 山口市

(9) 名称 宇部ブロック

区域 宇部市

(10) 名称 山陽小野田ブロック

区域 山陽小野田市

(11) 名称 美祢ブロック

区域 美祢市

(12) 名称 下関ブロック

区域 下関市

(13) 名称 長門地域ブロック

区域 長門市

(14) 名称 萩広域ブロック

区域 萩市、阿武郡阿武町

3 各ブロック選出の代議員の数は、第1項の選舉を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合で選出する。なお、20名に満たない人数についてはこれに算入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人數のブロックが存在する場合には、このブロックから1名の代議員を選出するものとする。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後ににおいても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての裁決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の選出)

第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときには、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨  
(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名  
(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選

出するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位

- 3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

#### (正会員の権利)

第11条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

#### (退会)

第14条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

#### (資格の喪失)

第15条 正会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき
- (4) 会費及び賛助会員を正当な理由なく年度末までに納めなかつたとき
- (5) 本会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

#### (除名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席社員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。  
ただし、この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えるなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を損なうような行為があつたとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があつたとき
- (3) 介護保険法に反する重大な行為があつたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又は、その者に對して通知することができないときは、通知に代えて、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公示するものとする。

#### (資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。

- ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。  
3 賛助会員は、別に定める会員規約により、賛助会費を納入しなければならない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びその他の本会の資産に

対して、何らの請求をすることができない。

#### (余剰金の分配の制限)

第18条 本会は、地域の公益及び会員の共益を目的とするため、会員、その他の者に  
対し剩余金の分配をすることができない。

#### 第3章 社員総会

##### (種類)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

##### (構成)

第20条 当法人の総会は、代議員をもつて構成する。

##### (権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 収支決算に関する事項
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、本会の運営に関する重要な事項

##### (開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。  
(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があつたとき。

##### (招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があつたときは、その請求のあつた日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもつて通知を送しなければならない。

##### (招集手続の省略)

第24条 総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

##### (議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した代議員若しくは理事の中から選任する。

##### (定足数)

第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

##### (決議の方法)

第27条 総会の決議事項は、第21条の規定に基づく。

2 総会における議事は、法令又はこの定義に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもつて決する。

3 前項の規定にかかるらず、次の事項に該当する場合は、代議員の議決権の3分の2以上をもつて行う。  
(1) 理事会が必要と認めたとき

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の解任（ただし、監事に限る。）

- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更

- (5) その他法令で定められた事項

4 次の事項に関する決議は、代議員の議決権の4分の3以上をもつて行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分

- (2) 他の法人との合併又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があつた場合において、その提案に代議員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(代理及び書面等による決議)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的方法により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することはできる。この場合において、第26条の定足数の適用については出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議事録作成者、選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

(役員)

第31条 本公司に次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以内

- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長は、法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち8名以内を部長として選任することができる。なお、副会長は部長を兼任することができる。

(理事の資格)

第32条 本公司の理事は、本公司の正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、代議員の議決権の過半数をもつて、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第33条 会長は、本公司を代表し、その業務を執行する。また、日本介護支援専門員協会の支部長として業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本公司の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 前項について報告するため必要のあるときは、監事は、理事会の開催招集を請求し、又は、招集することができる。

#### (役員の選任の方法)

第35条 本会の理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議により、会長以外の理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他これらの者に準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規程を適用する。

7 役員の員数を次くこととなるときに備えて補欠の役員をあらかじめ選任することができる。

#### (報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、別に定める報酬等の支給基準に従つて報酬を支給することができる。

2 前項の報酬等の支給基準は総会の決議によって定める。

3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問)

第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、介護保険制度に関する学識経験者及び本会の会員として功労があつた者のうちから、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮詢に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 理事会及び常任理事会

#### (任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

#### (役員の解任)

第37条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半數以上であつて、総代議員の議決権の3分の1

#### (理事会の種類)

第42条 理事会は、定期理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度ごとに4回以上開催するものとする。  
3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。  
(1) 会長が必要と認めたとき  
(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき  
(3) 第34条第4項の規定に基づき、監事から会長に対し、招集の請求があつたとき

(招集)

第43条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の請求があつたときは、その日から5日以内に、14日以内を招集日とする通知を差しなければならない。  
3 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき、又は、決議に特別な利害関係を有するときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

- 第45条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

- 第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。
- (理事会議事録)
- 第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当

第6章 支部組織

(支部)

- 第48条 この法人に常任理事会を置く。  
2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもつて組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 第49条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。
- 2 支部の設置及び運営については、支部組織運営に関する規程を別に定める
- (支部長)
- 第50条 支部に支部長1名を置く。
- 2 支部長は、別に定める支部組織運営に関する規程に基づき、当該支部に所属する会員の中から選出する。

(委員会及び部会)

- 第51条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。  
2 委員会及び部会の設置については、理事会の決議をもって会長が定める。  
3 委員及び部会員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他収入

(設置等)  
第55条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。

4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

#### (書類及び帳簿の備付け)

第55条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならぬ。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 事業計画書及び事業報告に関する書類

(7) 収入、支出に関する帳簿及び書庫書類

(8) 監査報告に関する書類

(9) その他法令で定める書類及び帳簿

#### (事業年度)

第55条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (資産の構成)

第55条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

#### (経費の支弁)

第55条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 本会の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

#### (事業報告及び決算)

第55条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受け、定期総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により定期総会に提出された計算書類は、定期総会において、事業報告については、その内容を報告し、その他の書類については出席した社員の過半数の決議をもって承認を受けなければならない。

#### (計算書類等の備置き)

第55条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定期社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第60条 この定款は、総会において代議員の議決権3分の2以上の決議によって変更

### (解散)

第61条 本会は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議その他の法令で定める事由により解散することができる。

### (残余財産の処分)

第62条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、残余財産の分配を行わない。

### (清算人)

第63条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選任することができる。

## 第11章 附 則

### (規程及び細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県山口市岩畠一丁目17番41号

佐々木 啓太

山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橋 康彦

山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 勝弥

山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

### (設立時の役員)

第66条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 啓太

設立時理事 橋 康彦

設立時理事 二井 隆一

設立時監事 服部 勝弥

設立時監事 田村 則子 (設立時の代表理事)

第67条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

山口県防府市岩畠一丁目17番41号

設立時代表理事 佐々木 啓太

### (設立時の主たる事務所の所在場所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

山口県山口市大手町9番6号

(最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日まで

とする。

### (設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県山口市岩畠一丁目17番41号

佐々木 啓太

(定款に定めのない事項)

第70条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

- 1 この定款は、平成28年1月25日から施行する。
- 2 この定款の一部改定は、令和3年5月29日から施行する。

## 山口県内介護支援専門員連絡協議会事務局一覧表

	名称 (地域協議会)	事務局	担当者	会長	〒	住所	電話番号	FAX番号
1	岩国市介護支援専門員連絡協議会	グループホームいの家	瀬山 貴士	木村 友和	740-1432	岩国市由宇町神東1603-3	0827-62-0294	0827-62-0295
2	柳井広域介護支援専門員連絡協議会	ケアハウスゆうわ苑	川口 鈴市	山本 富也	742-1352	柳井市伊保庄字近辰浜1-4	0820-27-6001	0820-27-0800
3	周防大島介護支援専門員連絡協議会	居宅介護支援事業所たちはばな	下野 忍	宇智田 芳江	742-2806	周防大島町六字西安下庄3920-17	0820-77-1000	0820-77-1524
4	周南市介護支援専門員協会	徳山医師会地域包括支援センター	岡 美絵	藤本 貞樹	745-8510	周南市東山町6番38号	0834-32-9035	0834-32-9048
5	下松市介護支援専門員協会	下松市長寿社会課地域包括支援係 (下松市地域包括支援センター)	世良 由華	福井 治枝	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1838	0833-41-1515
6	光市介護支援専門員協会	歩夢ケアプランセンター	閑永 博美	室本 好重	743-0073	光市室積正木14-3	0833-48-8542	0833-48-8546
7	防府介護支援専門員協会	防府東地域包括支援センター	蔵田 真也	谷山 龍	747-0011	防府市岸津2丁目24番20号	0835-27-0150	0835-27-0980
8	山口市介護支援専門員協会	済生会山口地域ケアセンター やすらぎ居宅介護支援事業所	宮原 真子	安光 正之	753-0061	山口市朝倉町4-55-6	083-924-6614	083-924-7045
9	宇部市介護支援専門員協議会	協立在宅介護支援センター	佐々木 理恵	綿田 敏孝	755-0014	宇部市末広町1-13	0836-33-6199	0836-33-7149
10	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	おおぞら居宅介護支援事業所	上林 昌洋	山下 脇之	756-0836	山陽小野田市須恵1-12-33	0836-81-0008	0836-81-0015
11	美祢市介護支援専門員協会	特別養護老人ホームみどり悠々苑	三国 宏子	長尾 賢二	754-0211	美祢市美東町大田5378-1	08396-2-1100	08396-2-1108
12	下関市介護支援専門員協会	王喜苑居宅介護支援センター	竹永 美津江	藤本 智裕	750-1124	下関市松屋本町2丁目3-38	083-281-1212	083-281-1421
13	長門地域介護支援専門員連絡協議会	長門市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所しあわせ長門	馬場 順子	小林 和明	759-4101	長門市東深川1321-1 (長門市地域福祉センター内)	0837-27-0210	0837-22-4340
14	萩広域介護支援専門員連絡協議会	萩市指定居宅介護支援事業所かがやき	吉岡 秀明 石田 英子	中山 京子	758-0061	萩市大字椿2398-1	0838-24-4717	0838-24-4121

## 介護支援専門員 倫理綱領

### 前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

### 条 文

#### (自立支援)

- 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

#### (利用者の権利擁護)

- 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

#### (専門的知識と技術の向上)

- 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

#### (公正・中立な立場の堅持)

- 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

#### (社会的信頼の確立)

- 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。